

○えびの市路線バス通学支援補助金交付要綱

令和6年3月25日
えびの市告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の維持・活性化を図るとともに、小学校、中学校及び高等学校等に路線バスを利用して通学する児童生徒等の保護者等の負担軽減を図るため、宮崎交通株式会社が発券する通学定期券を購入する保護者等に対し、当該通学定期券の購入費の補助を行うものとし、その補助について、えびの市補助金等交付規則(昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 生徒等 えびの市内に住所を有し、前号に規定する学校等に通学する者をいう。ただし、宮崎県立飯野高等学校に遠隔地から入学した生徒においては、同高校の校長が在学を証明し、かつえびの市内の生徒寮又は下宿等(以下「生徒寮等」という。)において居住の実態が確認できる場合は、この限りではない。
- (3) 保護者等 生徒等の親権者、未成年後見人その他生徒等を養育していると認められる者をいう。
- (4) 通学定期券 自宅又は生徒寮等から学校等への通学のため、宮崎交通株式会社が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、この告示以外の制度により通学定期券の購入について助成を受ける場合は、補助対象者としない。

- (1) 生徒等の保護者等であって、生徒等の通学定期券を購入する者。
- (2) 世帯員に市税等の滞納がない者。

2 生徒等が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している場合には、生徒等本人又は当該生徒等の生計を維持する者を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、交付申請を行う年度の4月から3月末までの期間(以下「補助対象期間」という。)における通学定期券の購入費とする。ただし、通学定期

券を購入する際に宮崎交通株式会社が求める保証料に相当する預かり金は対象外とする。

- 2 補助対象期間内において複数回にわたり交付申請を行う場合、既に補助金の交付決定を受けた内容と重複しない範囲を補助対象経費とする。
- 3 補助対象期間を超える通学定期券を購入した場合は、当該補助対象期間について日割りにより算出した費用を補助対象経費とする。
- 4 通学定期券を紛失した場合において、従前に補助金の交付を受けた補助対象期間と通用期間が重複する通学定期券を購入する場合は、当該重複した期間に係る費用を除く。
(補助金額)

第5条 補助金の額は、生徒等1人に対して補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、生徒等が小学生の場合は、7分の5以内とする。

- 2 補助対象期間における補助金の上限額を8万円とする。
- 3 第1項の補助金には、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、えびの市路線バス通学支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該補助金の交付の申請に係る通学定期券を購入したことを証明する領収書等の写し、又は購入費が記載されている通学定期券の券面の写し
- (2) 生徒等が通学する学校等に在学していることを証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定するとともに、交付を決定したときはその額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定を行い、又は申請を却下したときは、えびの市路線バス通学支援補助金交付決定及び確定通知書（別記様式第2号）又はえびの市路線バス通学支援補助金交付却下通知書（別記様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、えびの市路線バス通学支援補助金交付申請書及び第6条各号に規定する書類の提出をもって、これに代えるものとする。

(交付の方法及び請求)

第9条 補助金は、精算払いにより交付するものとし、第7条の規定により交付決定及び確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、えびの市路線バス通学支援補助金交付請求書（別記様式第4号）により、市長に請求するものとする。

(変更の届出)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、えびの市路線バス通学支援補助金変更届出書（別記様式第5号）により、直ちに届け出なければならない。

- (1) 生徒等がえびの市外に転出した場合
- (2) 第2条第2号ただし書に規定する生徒について、えびの市内での居住の実態がなくなった場合
- (3) 生徒等が停学、休学又は退学により学校等に通学しないこととなった場合
- (4) この告示以外の制度により通学定期券の購入に伴う助成を受けることとなった場合
- (5) その他交付決定を受けた内容に変更が生じた場合

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出により、補助金の交付の要件の全部又は一部に変更があったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 規則第5条各号に該当するとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、えびの市路線バス通学支援補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（別記様式第6号）により交付決定者へ通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日前においても、この告示の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別記様式第1号（第6条、第8条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第7条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金交付決定及び確定通知書

[別紙参照]

別記様式第3号（第7条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金交付却下通知書

[別紙参照]

別記様式第4号（第9条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金交付請求書

[別紙参照]

別記様式第5号（第10条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金変更届出書

[別紙参照]

別記様式第6号（第11条関係）

えびの市路線バス通学支援補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書

[別紙参照]